

○総務省令第四十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月七日

総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「F二B電波一五六・五二五MH_z並びに」を削り、「、及び」を「、F二B電波一五六

・五二五MH_z並びにF一D電波一六一・九七五MH_z及び一六二・〇二五MH_zの電波を」に改め、ただし書を削る。

第十五条の三第五号(11)中「第四十九条の二十四第六項」を「第四十九条の二十四第六項第一号」に改め、同号中(15)を(16)とし、(12)から(14)までを(13)から(15)までとし、(11)の次に次のように加える。

- (12) 設備規則第四十九条の二十四第六項第二号に規定する技術基準

第四十一条の二の六第八号を次のように改める。

八 船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの

- (1) F二B電波又はF三E電波一五六MH_Zから一五七・四五MH_Zまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備

- (2) 簡易型船舶自動識別装置（(1)に掲げる無線設備と併せて設置する場合を含む。）

- (3) (1)又は(2)に掲げる無線設備及び第十二号のレーダー

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二十八項中「インマルサット携帯移動地球局の」の下に「インマルサットD型のうちG一

D電波を受信する受信装置、」を加える。

第四十一条第四項中「二ワット以下」を「〇・七ワットから一・四ワットまでの間」に改める。

第四十五条の三の三の二第二号の表変調方式の項中「GMSK」の下に「（最小偏移変調であつて、ガ

ウス型低減フィルタにより帯域を制限したデジタル信号を用いるものをいう。以下同じ。）」を加える。
 第四十五条の三の四第一項第一号ハ中「送受信」を「受信」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 送信装置の条件

区 別	条 件
変調方式	GMSKであること。
伝送速度	毎秒九、六〇〇ビット（許容偏差は百万分の五十とする。）であること。
変調指数	〇・五以内であること。
送信電力の立上り時間	送信開始後、送信電力が安定状態の八〇パーセントに達するまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
送信電力の立下り時間	送信終了後、送信電力が五〇デシベル以下となるまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
送信開始時の周波数安定度	送信を開始して一ミリ秒経過後の周波数安定度は、 $(H \pm k)$ 以内であること。

第四十五条の三の四第一項第三号イの表感度の項を次のように改める。

感度
(一) 一〇七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の信号を加えた場合の PACKET 誤り率は、二〇パーセント以下であること。

第四十五条の三の四第一項第三号イの表隣接チャネル除去比の項を次のように改める。

隣接チャネル除去比
感度測定状態より六デシベル高い希望周波数の信号と隣接チャネルの周波数である妨害波を同時に加えた場合において、当該信号の八〇パーセントが正常に受信できる希望波と妨害波の比は、七〇デシベル以上であること。

第四十五条の十二の六第一号ハ中「特性及び」を「質問信号及び」に改め、同条第二号イ中「対して質問信号」の下に「又は抑圧信号」を加え、同号イ(3)を次のように改める。

- (3) 質問信号群(一回の表示すべき情報の取得に要する質問信号列をいう。以下同じ。)の送信の時間間隔に対して、質問信号(他の質問信号送信設備が送信する質問信号を含む。)によつて A TCトランスポンダが占有される時間が二パーセントを超えないものであること。

第四十五条の十二の十一第一号イ(5)中「(一回の表示すべき情報の取得に要する質問信号列をいう。以下同じ。)」を削り、「ジッタ」を「ジッタ」に改める。

第四十九条の二十四第六項を次のように改める。

6 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 F-D電波を使用する無線設備

イ 送信装置の条件

(1) 送信速度は、毎秒四ビット、毎秒一六ビット、毎秒三二ビット、毎秒六四ビット又は毎秒一二八ビットを自動的に選択できること。

(2) 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。

ロ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)二五デシベル以上であること。

ハ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

二 G—D電波を使用する無線設備

イ 送信装置の条件

- (1) 送信速度は、毎秒六〇〇ビット又は毎秒一、八〇〇ビットを自動的に選択できること。
 - (2) 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。
 - ロ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一) 二九デシベル以上であること。
 - ハ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。
- 第四十九条の二十四第七項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号イ中「又は一六値直交振幅変調」を「、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調」に改め、同号ロ中「毎秒一三四、四〇〇ビット」の下に「、毎秒一六八、〇〇〇ビット」を加え、「又は毎秒六〇四、八〇〇ビット」を「、毎秒三三六、〇〇〇ビット、毎秒四二〇、〇〇〇ビット、毎秒五〇四、〇〇〇ビット、毎秒六〇四、八〇〇ビット、毎秒六七二、〇〇〇ビット、毎秒八四〇、〇〇〇ビット又は毎秒一、〇〇八、〇〇〇ビット」に改める。

別表第二号第1の表11B Dの項を次のように改める。
F F

F 1 B F 1 D	0.5k H z	1 船舶局及び海岸局の無線設備であつて、デジタル選択呼出し、 狭帯域直接印刷電信、印刷電信又はデータ伝送に使用するもの 2 ラジオ・ブイの無線設備
	16k H z	船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び搜索救助用位置指 示送信装置
	6MH z	1,673MH z、1,680MH z又は1,687MH zの周波数の電波を使用す る気象援助局の無線設備
	2k H z	前各項のいずれにも該当しない無線局（散乱波によつて通信を行う ものを除く。）の無線設備

別表第二号第5の6を次のように改める。

6 インマルサットD型の無線設備

(1) F 1 D電波を使用するもの 512H z

(2) G 1 D電波を使用するもの 30 k H z

別表第二号第5の7中(6)を(10)とし、(5)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 変調信号の送信速度が毎秒336,000ビットのものであつて、次に掲げる変調方式のもの

ア 一六値直交振幅変調 95 k H z

イ 位相変調 190 k H z

(8) 変調信号の送信速度が毎秒420,000ビットのものであつて、三二値直交振幅変調のもの 95 k

H z

(9) 変調信号の送信速度が毎秒504,000ビットのものであつて、六四値直交振幅変調のもの 95 k

H z

別表第二号第5の7中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 変調信号の送信速度が毎秒168,000ビットのものであつて、位相変調のもの 95 k H z

別表第二号第5の7に次のように加える。

(11) 変調信号の送信速度が毎秒672,000ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 190k
Hz

(12) 変調信号の送信速度が毎秒840,000ビットのものであつて、三二値直交振幅変調のもの 190k
Hz

(13) 変調信号の送信速度が毎秒1,008,000ビットのものであつて、六四値直交振幅変調のもの 19
0k Hz

別表第三号36(5)を次のように改める。

(5) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の送信設備

ア F1D電波を使用するもの

変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、別図第1号に示す曲線の値とする。

イ G1D電波を使用するもの

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射

の強度の許容値は、任意の100 kHz幅の等価等方輻射電力が（一）38 dBW以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
156MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が（一）84.8dBW以下
156MHzを超え165MHz以下	任意の9kHz幅における尖頭電力が（一）100.8dBW以下
165MHzを超え230MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が（一）84.8dBW以下
230MHzを超え1,000MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が（一）77.8dBW以下
1,000MHzを超え1,559MHz	任意の100kHz幅における平均電力が（一）71dBW以下

z 以下	
1, 559MHz z を超え1, 605MHz z 以下	任意の 1 MHz z 幅における平均電力が (一) 70 dBW以下
1, 605MHz z を超え1, 610MHz z 以下	任意の100 kHz 幅における平均電力が次式により求められる 値以下 $-80 + 34 / 5 (f - 1605) \text{ dBW}$ f は、MHz z を単位とする周波数とする。
1, 610MHz z を超え1, 626MHz z 以下	任意の100 kHz 幅における平均電力が (一) 46 dBW以下
1, 626MHz z を超え1, 626.5MHz z 以下	任意の 3 kHz 幅における平均電力が (一) 36 dBW以下
1, 626.5MHz z を超え1, 660.5MHz z 以下	任意の 3 kHz 幅における平均電力が次の値以下 (1) Δf が 0 kHz z を超え100 kHz z 以下の場合には、 (一)

	<p>3 d B W以下</p> <p>(2) Δf が100 k H z を超え200 k H z 以下の場合は、 (一) 16 d B W以下</p> <p>(3) Δf が200 k H z を超え700 k H z 以下の場合は、 (一) 36 d B W以下</p> <p>(4) Δf が700 k H z を超え34, 000 k H z 以下の場合は、 (一) 46 d B W以下</p> <p>Δf は、 k H z を単位とする搬送波の中心周波数に16 k H z からの離調周波数とする。</p>
<p>1, 660. 5MH z を超え1, 661MH z 以下</p>	<p>任意の3 k H z 幅における平均電力が (一) 36 d B W以下</p>
<p>1, 661MH z を超え1, 690MH z 以下</p>	<p>任意の100 k H z 幅における平均電力が (一) 46 d B W以下</p>

1, 690MHz を超え3, 400MHz 以下	任意の100kHz 幅における平均電力が (一) 71dBW以下
3, 400MHz を超え10. 7GHz 以下	任意の100kHz 幅における平均電力が (一) 65dBW以下
10. 7GHz を超え21. 2GHz 以下	任意の100kHz 幅における平均電力が (一) 59dBW以下
21. 2GHz を超え40GHz 以下	任意の100kHz 幅における平均電力が (一) 53dBW以下

別表第三号36(6)イの表注2中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 占有周波数帯幅の許容値が95kHz の場合
搬送波の中心周波数±50kHz

別表第三号36(6)イの表注2に次のように加える。

- (6) 占有周波数帯幅の許容値が190kHz の場合

搬送波の中心周波数±100 k H z

別表第三号36(6)ウの表注2中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 占有周波数帯幅の許容値が95 k H z の場合

搬送波の中心周波数±50 k H z

別表第三号36(6)ウの表注2に次のように加える。

(6) 占有周波数帯幅の許容値が190 k H z の場合

搬送波の中心周波数±100 k H z

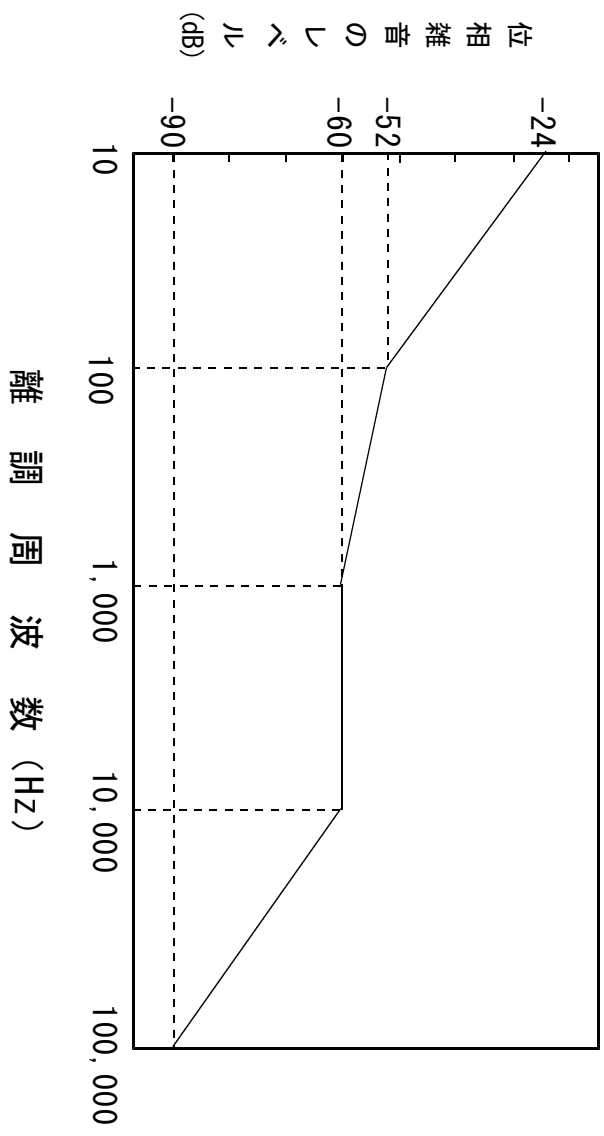
別図第一号中「(別表第3号14、34及び35関係)」を「(別表第3号14、35及び36関係)」に改め、同

図の5中「送信設備」の次に「のうちF1D電波を使用するもの」を加える。

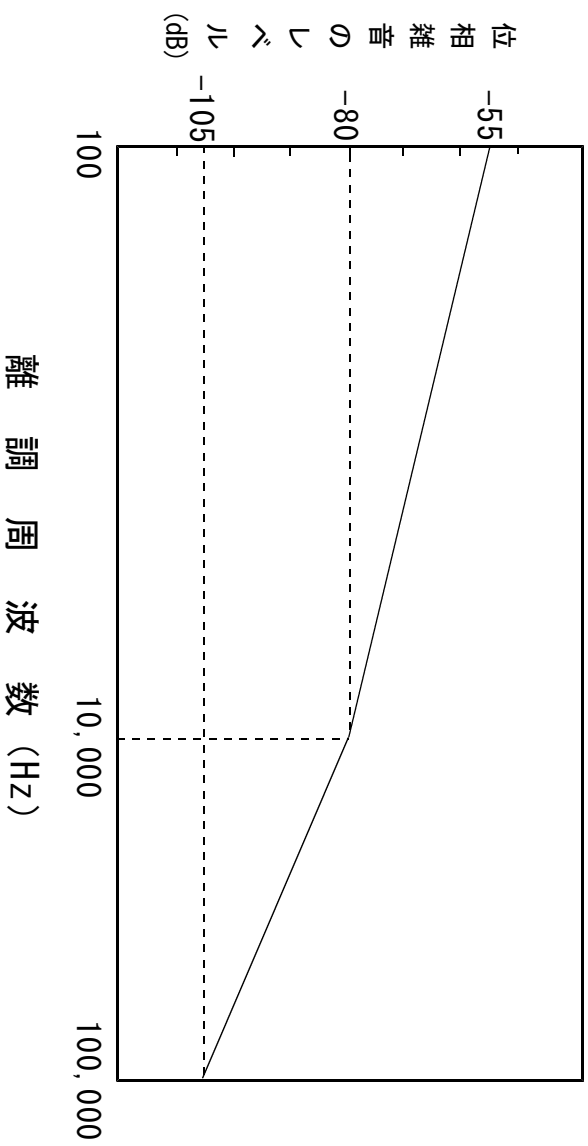
別図第四号の九の5を次のように改める。

5 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の送信設備の位相雑音のレベル

(1) F1D電波を使用するもの



(2) G 1 D電波を使用するもの



図図紙ヨル中 「及びA C A Sが送信する質問信号及び抑圧信号並びに質問信号送信設備が送信する質問信号」 や 「、質問信号送信設備及びA C A Sが送信する質問信号及び抑圧信号」 とある、 図図2の注7中 「A C A Sにおいて、モードC応答」 や 「質問信号送信設備及びA C A Sにあつては、応答」 とある、 「モードC又はモードC一括の」 やある。

(無線機器型式検定規則の一部改正)

第三条 無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表船舶自動識別装置の機器の項中「及びF 2 B電波156.525MHzを使用する」を「F 2 B電波156.525MHzを受信する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に型式について総務大臣の行う検定(以下「型式検定」という。)に合格している船舶自動識別装置に係る無線設備の条件は、第二条による改正後の設備規則第四十一条第四項及び第四十五条の三の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、当該無線設備に係る型式検定の合格の効力は、この省令の施行後においても、なお有効とする。